

八王子市緑地保護地区指定協力奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市緑化条例（昭和61年八王子市条例第36号。以下「条例」という。）第3条に規定する緑地保護地区の指定の推進を図るため、条例第7条及び同条例施行規則（平成元年八王子市規則第29号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、緑地保護地区に指定した土地（以下「指定地区」という。）の所有者に対し、交付する協力奨励金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 協力奨励金の交付対象者は、条例第3条第1項の規定に基づく指定地区の所有者（以下「所有者」という。）とする。

ただし、八王子市と土地賃貸借契約を結んでいる指定地区の所有者は除く。

(協力奨励金の額)

第3条 規則第3条の規定に基づく協力奨励金の額は、市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例（平成17年八王子市条例第14号。）の規定に基づき指定した斜面緑地保全区域への支援金との均衡性から、当該緑地保護地区の面積に1平方メートル当たり50円を乗じて算出した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第3条第1項に基づく指定、又は、条例第5条第1項に基づく変更（地積の変更をした場合に限る。）及び解除がなされたときは、次表に定める額とする。

指定した場合	前項の規定により算出した額を12で除して得た額（以下「奨励金月額相当額」という。）に指定した日の属する月からその年度の3月までの月数を乗じて得た額（その額に円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）
変更した場合	変更前の奨励金月額相当額にその年度の4月から変更した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額（その額に円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）及び変更後の奨励金月額相当額に変更した日の属する月からその年度の3月までの月数を乗じて得た額（その額に円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を合算した額
解除した場合	奨励金月額相当額にその年度の4月から解除した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額（その額に円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

(交付申請)

第4条 協力奨励金の交付を受けようとする所有者は、八王子市緑地保護地区指定協力奨励金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による協力奨励金の交付の申請を受けたときは、当該申請に係る書類等を審査し、第3条の規定に基づき協力奨励金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により協力奨励金の交付を決定したときは、八王子市緑地保護地区指定協力奨励金交付決定通知書(第2号様式。以下「交付決定通知書」という。)により、所有者にその旨を通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第6条 市長は前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する時は協力奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 条例の規定に違反したと認められるとき
- (2) 交付を受けようとするものが、前年度市税及び国民健康保険税に未納があったとき

(交付額の確定)

第7条 市長は、年度末において協力奨励金の交付額を確定し、八王子市緑地保護地区指定協力奨励金交付額確定通知書(第3号様式。以下「交付額確定通知書」という。)により、所有者にその旨を通知するものとする。

(協力奨励金の交付請求)

第8条 前条に規定する交付額確定通知書を受け取った所有者は、速やかに市長に請求書を提出し、協力奨励金の交付を受けるものとする。

(協力奨励金の返還)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、協力奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 条例の規定に違反したとき
- (2) 協力奨励金の申請に当たり、不正な行為があったと認められたとき
- (3) 暴力団員または暴力団に係る者
- (4) その他奨励することが不相当と認められる事実があったとき

(要綱の見直し)

第10条 本要綱は、原則4年毎に見直しを行うものとする。

附則

この要綱は、令3年4月1日から施行する。

年 月 日

八王子市長 殿

申請者 住所

氏 名

年度八王子市緑地保護地区指定協力奨励金交付申請書

年度八王子市緑地保護地区指定協力奨励金として、次のとおり交付されるよう申請します。

なお、申請にあたり市税及び国民健康保険税の納付状況について確認されることに同意します。

1 申請額	円
2 保護地区の地積	m ²
3 指定年月日	年 月 日

暴力団でないことの宣誓

暴力団の利益となる使用を制限するため、私は暴力団でないことを宣誓し、次のことについて同意します。

※（□にレチェック）

暴力団による使用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。また、交付決定後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、交付を取り消し、給付（補助）金を返還するものとします（八王子市暴力団排除条例第9条）。

様

八王子市長

年度八王子市緑地保護地区指定協力奨励金交付決定通知書

年 月 日付けにより申請のあった、年度八王子市緑地保護地区指定協力奨励金については、次のとおり決定しましたので、年度八王子市緑地保護地区指定協力奨励金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

交付決定額	金 円
交付の条件	次の各号の一に該当する場合は、協力奨励金の全部又は一部を返還していただきます。 (1) 八王子市緑化条例（昭和61年八王子市条例第36号）の規定に違反したとき (2) 協力奨励金の申請にあたり、不正な行為があったと認められたとき (3) 暴力団員または暴力団に関係する者からの申請があったとき (4) その他奨励することが不相当と認められる事実があったとき

第 号
年 月 日

様

八王子市長

年度八王子市緑地保護地区指定協力奨励金交付額確定通知書

年 月 日付けにより交付決定した 年度八王子市緑地保護地区指定協力奨励金については、次のとおり交付額が確定しましたので、 年度八王子市緑地保護地区指定協力奨励金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

交付額

円